

# CONTENTS

所感	1
information	2
司法書士より	3
労務コーナー	4
年金と相続税	5
インボイス制度 2割特例に関するQ&A	6
消費税の納付と納税の積立て	7
損益分岐点とは	8
お客様コーナー	9
専従者給与で節税できる?	10
湯ったり! 寄ったり! 行ってんべ!!	11
税務カレンダー	12

事務所通信

えん

令和5年10月  
第75号

## 所 感

10月に入ってようやく涼しくなり、朝、昼、晩とだいぶ過ごし易くなりました。今年の夏は例年に増して暑さがきつく、何をするにも大変だったように思います。皆様も体調維持に苦労されたのではないのでしょうか。暑さはひと段落しますが、引き続き体調管理に気を付けて元気に頑張りましょう。

さて、10月1日から消費税のインボイス制度が始まりました。事前の対応で顧問先の皆様もご苦労されたと思います。

9月の段階だとインボイス番号が記載されていない請求書・領収書も多く見受けられたので、このままではどうなることやらと思っておりましたが、10月になると各所できちんとインボイス番号が記載されておりましたので、感心するとともに、個人的にも入手したレシートなどから、試しに国税庁のサイトでインボイス番号を検索してみると、意外な会社名が表示されたりしますので、ここはフランチャイズだったのか、などと新たな発見がありました。

インボイス制度については、不動産の貸主(オーナー)さんがインボイス事業者にならないケースがある程度見受けられたこと、支払時の振込手数料の扱いでインボイスの要否及びそもそもどちらが負担すべきなのか、などが課題として出てきております。その他色々細かい点もありますので、引き続き担当者に不明点をご相談ください。

年明けの令和6年1月からは猶予期間が延びていた電子帳簿保存法も適用されます。インボイス対応でこちらは後回しになっていたところもあると思いますので、改めて準備を進めていきたいものです。

その他、ガソリン価格の高止まり、資材価格や生活用品・飲食料品の高騰、最低賃金引上げ、加えて慢性的な人材不足など、厳しい経営環境は続きますが、実り多き秋となるよう、私たちもできる限りの支援をさせて頂く所存であります。何なりとご相談いただければ幸いです。

公認会計士・税理士 森 弘毅

## 紙面・CDの引き渡し方法の変更のお知らせ

以下の項目について、紙面・CDの引き渡しを変更いたします。

### □ 紙面で引き渡しをする書類


- 1 決算書
- 2 申告書
- 3 e-Taxの送信控え

### □ CDでの引き渡しを**原則廃止**とする書類

- 1 総勘定元帳（現在はCDで引き渡し）
- 2 仕訳帳（現在はCDで引き渡し）

「CDでの引き渡しを原則廃止とする書類」の引き渡しについては、以下の方法よりお選びください。

#### ① PDFデータでの引き渡し

- a.  MyKomon アプリの共有フォルダを使用(推奨)※
- b. メール送信

#### ② 森会計事務所でデータ(DW)を保管

必要な時にデータをお渡しします。

セキュリティ対策が万全な  
クラウド型ファイル共有ツール

 MyKomon  
**共有フォルダ**

### 共有フォルダとは

当事務所とお客様の専用オンラインサービスです。

データの受け渡しができ、お客様からの書類や当事務所からの納品物を保存することができます。

また、これらのデータはインターネットに接続できる環境であれば、

いつでも、どこでもデータを閲覧することができます。

セキュリティ対策・災害対策も万全ですので、大切なデータを安心して保管いただけます。

後ほど担当者よりご案内致しますので、どうぞ宜しくお願い致します。



## 旧姓を登記できます

商業登記簿の役員の名前に旧姓も表示できるのをご存知でしょうか。

この制度、実は平成 27 年から開始されております。しかし、未だかつてお目にかかったことがありません。

それはもしかすると宣伝不足なのかもしれないと思い、今回ご紹介させていただくことといたしました。



会社の登記簿、現在では登記記録ですが、それを謄写したものが登記簿謄本、現在では、履歴事項全部証明書となりますが、ここに役員の欄があります。

たとえば、旧姓「田中」A 子さん、婚姻後は「佐藤」A さんが取締役の場合、役員の欄には「取締役 佐藤 A 子」のように、従来は本名の「佐藤 A 子」のみが表示されておりました。しかし、今回の改正で、重任の変更登記の申請と同時に申し出ることにより、併記する形で婚姻前の氏、つまり旧姓を括弧書きで載せることができるようになりました。

役員に関する事項	取締役	<u>佐藤 A 子</u>	平成 27 年 6 月 30 日重任
	取締役	佐藤 A 子 (田中 A 子)	平成 27 年 7 月 3 日登記

また、「鈴木」B さんが婚姻により「山田」B さんに氏を変更した場合は、氏の変更登記申請の際、申し出ることによって下記のように旧姓を括弧書きで載せられます。

役員に関する事項	取締役	<u>鈴木 A 子</u>	平成 27 年 6 月 30 日鈴木 A 子の氏変更
	取締役	山田 A 子 (鈴木 A 子)	平成 27 年 7 月 3 日登記

仕事上は旧姓で活動しているにもかかわらず、登記簿上では本名が表示されていると、別人ともとらえられてしまうかもしれませんので、上記のように旧姓が載せられるのは取引上でも便利かもしれません。

欲を言えばもう一つ踏み込んで活動している名前をメインに記載し、括弧書きを本名でもいいのはいかと個人的には思っておりますが、そのへんは、今後一歩ずつでも前進していけばよいでしょう。

私自身、職務上の氏名として旧姓を使用しております。職務上の氏名は、会社で言うところの商号や屋号みたいなものなので、プライベートな事情で変更するとかえって依頼者の皆様に混乱を来すかもしれないと考えたからです。

今後、役員の変更登記の際、旧姓の記載をご希望される方は、その旨をお伝えください。

司法書士 米澤 智子

## 会社の社会保険加入のメリット

### 健康保険について

会社等で加入する健康保険も自営業者や年金受給者等が加入する国民健康保険も医療費の個人負担はどちらも3割で変わりはありません。



しかし、以下の点で違いがあります。

会社等で加入する健康保険は保険料を半額企業等に負担してもらえます。（国民健康保険は全額自己負担です。）

生活保障のため、ケガや病気をして休んだ場合は「傷病手当金」、子どもが生まれる前後に休んだ場合は「出産手当金」がもらえます。

（国民健康保険は市区町村によって異なり、必ずあるわけではありません。）

扶養制度があるため、家族が増えても保険料は一定です。

（国民健康保険は家族一人ひとりが被保険者として加入し、保険料を支払わなければなりません。）

### 年金について

年金手帳

年金手帳

年金も同様に会社等の厚生年金に加入すれば国民年金より手厚くなっています。国民年金に厚生年金部分が加算されて将来もらえる年金額が多くなりますし、病気やケガが原因で障害が残り、働けなくなったときの「障害厚生年金」や万が一に亡くなったときに受け取れる「遺族厚生年金」についても、国民年金と比較して手厚い保障の制度が用意されています。

たとえば、遺族基礎年金は配偶者か子どもにしか支給されませんが、遺族厚生年金だと支給を受けられる遺族が拡大されているのです。

社会保険労務士 古川 弘樹

# 年金と 相続税

年金には国民年金や企業年金、その他個人年金保険契約に基づく年金など様々な種類の年金があります。また、海外で働いておられた方が、海外から年金を受給される場合もあります。

年金を受給されていた方が、亡くなられた場合、遺族の方が取得する年金受給権は、相続税の課税対象になるのでしょうか？また、課税対象になる場合は、どのように評価するのでしょうか？

## 国民年金・厚生年金

国民年金や厚生年金などの公的年金を受給していた人が亡くなられたときに遺族の方に対して支給される遺族年金は、相続税の課税対象となりません。

また、亡くなられたときに支給されていなかった年金を遺族の方が支給を受けた場合は、遺族の方の一時所得となり、相続税はかかりません。

## 企業年金

企業年金とは、会社が退職給付制度の一環として会社の負担で公的年金に上乗せして年金を支給する私的年金のことです。(企業年金は、勤務先の会社によって、制度の有無や内容は異なります。)

亡くなられた方の受給状況により異なりますが、遺族の方が死亡一時金や未支給年金を受け取れる場合があります。

死亡一時金を遺族の方が請求し支給を受けた場合は、相続財産とみなされ、相続税の課税対象となります。

また、在職中に亡くなられて、死亡退職となったため、規約等に基づき遺族の方に退職金として支払われることとなった年金については、亡くなられた方の退職手当金等として相続税の課税対象となります。退職金等となる場合には受取人が相続人に限り、受け取った死亡退職金等を合計した額が、非課税限度額以下のときは課税されません。

(非課税限度額＝500万円×法定相続人の数)

年金受給中の方が亡くなられたときに支給されていなかった年金を遺族の方が支給を受けた場合は、残りの年金をご遺族の方が受け取ることになるので相続税の対象となります。

## 個人年金

個人年金とは、生命保険契約や損害保険契約等に基づく私的年金のことです。個人年金保険の被保険者(年金受取人)が死亡し、遺族の方が個人年金保険の受給権を取得した場合で、亡くなられた方が保険料の負担者であった場合には、取得した年金受給権については、相続により取得したものとみなされて相続税の課税対象となります。

亡くなられた方および年金受給権の取得者が保険料負担者でない場合には、取得した年金受給権は、保険料を負担していた人から贈与により取得したものとみなされます。

## 海外年金

海外の公的年金に加入していた方が死亡し、遺族の方が遺族年金の受給権を取得した場合は、取得した年金受給権は、相続により取得したものとみなされて相続税の課税対象となります。

これは、遺族の方が受け取る海外の公的年金については、所得税は非課税となりますが、相続税法については、所得税法と同様の規定がないためです。

日本の遺族年金には相続税がかからないのに、海外の遺族年金には相続税がかかるのが不合理との意見もありますが、現行の税法では課税対象となります。

年金には色々な種類があり、ケース事に判断が異なるほか、相続財産額(評価額)の計算方法もケースバイケースとなるため、ご心配の場合には支払者に問い合わせるか税理士にご相談ください。

税理士 武井 秀樹

## インボイス制度 2割特例に関するQ&A

いよいよ2023年10月1日より、インボイス制度が開始されました。

インボイス制度の開始を機に登録をし、免税事業者から課税事業者になった事業者が対象となる2割特例について説明いたします。具体的な対象者は下記のとおりです。

基準期間における課税売上高も特定期間における課税売上高も1000万円以下の事業者で、インボイスの発行事業者に登録することではじめて課税事業者になる者

- 2割特例適用者の基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合

Q1. 修理業を営む個人事業者で現在は免税事業者ですが、検討の結果令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けることとしました。消費税の申告に当たっては、いわゆる2割特例の適用を受けて行うことを予定しています。

ところで、令和5年分の状況をみますと、課税売上高が1,000万円を超えることが見込まれています。

そこで、令和5年分の課税売上高が1,000万円を超えた場合、令和5年分が基準期間となる令和7年分についても、2割特例の適用を受けることができるのでしょうか。

- A. 上記対象者の通り、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合は2割特例の対象となりません。

したがって、ご照会の令和7年分について、基準期間である令和5年分の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、2割特例は適用できないこととなります。

- 2割特例適用者の簡易課税制度の選択

Q2. 上記Q1.の場合で、令和7年分については簡易課税制度を適用することはできるのでしょうか。

- A. 2割特例を適用できない令和7年分について、基準期間である令和5年分の課税売上高が5,000万円以下である場合は、選択により簡易課税制度を適用することができます。

簡易課税制度を適用する場合は、本来、適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書を提出しなければならないのですが、2割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に納税地を所轄する税務署長にその課税期間から適用を受ける旨を記載した同届出書を提出した場合には、その課税期間から簡易課税制度を適用できる経過措置が設けられています。

したがって、令和7年中に同届出書を提出すれば、令和7年分について簡易課税制度を適用することができます。

藤生 将太郎

## 消費税の納付と納税の積立て

事業者が納付する消費税は、本来預かったお金を納税するだけでよいはずなので、万が一滞納してしまうと、税務署は「なぜ納付しないのか?」「まさか使い込んでしまったのか?」などと勘ぐります。そのためか、他の税金よりもやや強い対応をしている傾向が見られます。

確定申告、中間申告のいずれの場合にも、納付が遅れると延滞税がかかります。その後、督促状が送付されても納付されないときは、財産の差押えなどの処分を受ける場合もあります。

そこで、下記のように積立てをしておく、いざ納付のときに慌てることなく済みませす。消費税は売上に含まれていますので、支払うべき消費税は、運転資金などとは別に管理しておくとうかりやすいです。



次の表は、簡易課税制度適用事業者の方に向けて、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高 × 売上に対する納税額の目安率 2.0%) となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、 農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する 納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安月額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和4年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税の申告が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

国税庁HPより抜粋

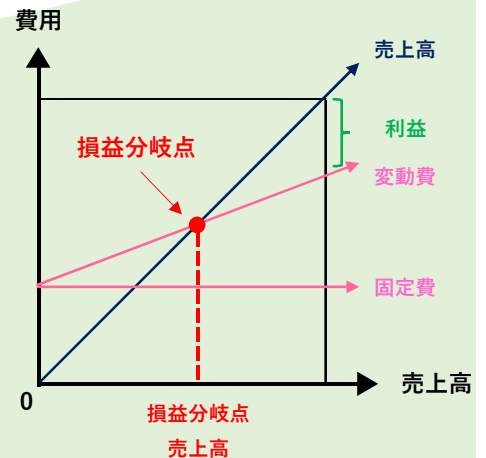
金融機関では「納税準備預金」という口座も作成できます。その名のとおり、納税資金専用に出し入れする通帳です。課税事業者の方には定期的に一定額を入金しておくことをおすすめします。きちんと納税しようとする姿勢は、金融機関との信頼関係や、円滑なコミュニケーションにもつながりますので、利用してみたいかがででしょうか。

長谷川 紀子

## 損益分岐点とは…

企業を運営していくうえで利益を上げることは重要です。利益を確保するために、どのくらいの売上が必要になるのかを示すのが「損益分岐点」です。

売上と費用が等しく、損益がゼロになる売上高のことで、赤字になるか黒字になるかの分かれ目になります。



< 損益分岐点の計算方法 >

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{\text{限界利益率}} = \frac{\text{固定費}}{(\text{売上高} - \text{変動費}) \div \text{売上高}}$$

- 固定費…売上に関係なく発生する費用。  
例) 固定の給与、地代家賃、会社が所有する不動産の固定資産税など
- 変動費…売上に比例して増減する費用。  
例) 商品や原材料の原価、加工費、販売手数料など
- 限界利益…売上高から変動費を引いたもの。
- 限界利益率…売上高に占める限界利益の割合。

※なお、実務上、限界利益率の代わりに粗利率、固定費の代わりに販売管理費を使い、簡便的な計算を行うこともあります。

渋谷 和美

## EXCEL 活用術

### < 数式を入力せずに計算結果を求める >

エクセルは、数値のセルを選択するだけで、自動的に計算をしてくれます。計算結果は画面下方に表示されます。

	A	B	C	D	E	F
1	10月の来店人数					
2	日付	人数				
3	10月1日	8				
4	10月2日	6				
5	10月3日	2				
6	10月4日	0				
7	10月5日	4				
8	10月6日	10				
9						
10						

Sheet1 準備完了 アクセンシティビティ: 問題ありません 平均: 5 データの個数: 6 合計: 30

①数値が入ったセルを選択する

②ステータスバーに「平均」「データの個数」「合計」が表示される。

例えばこのデータでは、10月1日から6日の来店人数の平均が5人、データの個数は6個、合計が30人ということが分かりました。

この操作は、手早く結果を見たい時に向いています。セルの選択を解除すると結果も消えてしまうので注意してください。

依田 一恵



このコーナーでは、森会計事務所の顧問先様をご紹介します！

## お客様コーナー

### 境 雄也 様



#### 事業内容

農業

主な農作物：じゃがいも、ミニトマト、にんにく、ニンジン、玉ねぎ等

主な出荷先：とりせん大泉店、太田店

#### 事業を始めたきっかけ

農業高校出身の為、ずっと農業がやりたいとっていて、30歳を機に始めました

#### 仕事をするうえで心掛けていること

肥料や農薬にこだわっていることと、なるべく除草剤を使わないようにしていること

#### これからの展望

農業に興味を持っている方に畑を貸せるくらいの規模になって、新規就農者を増やしたい  
また、冷凍食品工場を建てて、冷凍野菜を作り、食品ロスを削減していきたい



#### アピールポイント

私が行っているのは、地球にやさしい農業です。

『循環型農業』と言いまして、従来の化学肥料や農薬だけに頼るのではなく、一般家庭や畜産業、食品工場などから出た、本来ならば廃棄する物を肥料として活用し、資源を循環させる農業システムを採用しています。

有機野菜は高く思われがちですが、売れ残りを減らすため、お求めやすい価格で販売しています。



取材 藤生 将太郎

インスタやってます！  
フォローお願いいたします



## 専従者給与で節税できる？

専従者給与とは、以下の要件を充たす親族従業員の方へ支払う給与です。

- 個人事業主と生計を一にする配偶者やその他の親族である
- その年の12月31日現在で年齢が15歳以上である
- その年を通じて6カ月を超える期間、また新規開業などの場合は、事業に従事する事が出来る期間の半分以上の期間、個人事業主の営む事業に専ら従事している

専従者給与は、原則として必要経費となりませんが、所得税法では要件を充たす場合に限り青色事業専従者は全額、白色事業専従者は一定額を経費計上することができます。

これにより節税効果が期待できます。



### 〈青色事業専従者〉

1. 「青色事業専従者給与に関する届出書」を管轄の税務署へ提出すること  
提出期限は青色事業専従者給与額を算入しようとする年の3月15日まで  
その年の1月16日以後、専従者になる場合には開始の日から2カ月以内
2. 1.の届出書にて届出した金額の範囲内で給与を支払っていること
3. 専従者給与の額が、業務内容と比較して多額ではないこと

青色申告をしている個人事業主が、親族への給与を必要経費とするためには、上記の1～3の要件を充たす必要があります

### 〈白色事業専従者〉

1. 白色申告の場合の専従者控除  
白色申告の場合、事業専従者控除の上限金額は以下のいずれか少ない方で計算となります
  - 配偶者の場合 86万円、その他の親族の場合 1人につき 50万円
  - 前年の事業所得の金額を「1 + 専従者の人数」で割った金額

このように青色事業専従者と白色事業専従者で経費計上できる金額が変わってきます。

なお上記の専従者控除を受けた場合は、その親族に対する配偶者控除や扶養控除など、他の所得控除を受けることはできないので注意してください。



渡邊 奈央美

湯ったり！寄ったり！行ってんべ！！

## 那須温泉

### 「那須高原ホテル 松川屋」 日帰り温泉

松川屋は那須湯本の温泉街では数少ない露天風呂と随一の眺望で人気でもあります。きれいなホテルで混雑することなく、日帰り温泉を楽しむことができます。

そして松川屋の温泉は、長い歴史と伝説を持つ元湯「鹿の湯」より引湯しています。

源泉かけ流し・無加熱・無加入・無循環で自然のままの温泉となっています。

共同浴場「鹿の湯」は人気があり、常に混雑しておりますが、ここ松川屋では、きれいなホテルでゆったりと入浴することができます。(多めの人数のときは、入場制限がある為)

このゆったりした時間が、日々の疲れを癒やしてくれることと思います。



窓も大きく、開放感のある内湯は15人位入れる大きさであり、のんびりとくつろぐ事ができます。

もう一つの特徴は、高台にある、真っ白なにごり露天風呂の湯からの景色は誠に絶景であります。

女性用の浴室は、大丸温泉のさらに上から引湯する弱酸性の「奥の沢源泉」もあり、「鹿の湯源泉」と二種類の源泉が楽しめる、贅沢な温泉となっています。

住 所：〒325-0301  
栃木県那須郡那須町大字湯元 252  
T E L：0287-76-3131  
時 間：12:00~21:00  
駐 車 場：70台分  
料 金：大人 1,000~1,300円(2時間) 延長あり  
貸切風呂：あり  
定休日：水曜日・木曜日  
泉 質：鹿の湯源泉 単純酸性硫黄温泉  
奥の沢源泉 単純硫黄温泉  
効 能：神経痛・リウマチ・胃腸病・婦人病・皮膚病・疲労回復



森 富夫

# 税務・労務カレンダー

	税務	労務
11月	<input type="checkbox"/> 10月分源泉徴収税額・住民税の特別徴収税額の納付……………11月10日(金)まで	<input type="checkbox"/> 10月分の社会保険料の口座振替日……………11月30日(木)
	<input type="checkbox"/> 所得税の予定納税額の減額申請期限……………11月15日(水)まで	
	<input type="checkbox"/> 9月決算法人の確定申告と納税	
	<input type="checkbox"/> 3月決算法人の中間(予定)申告と納税	
	<input type="checkbox"/> 所得税予定納税額の納付第2期分……………11月30日(木)まで	



- ・年末調整の準備を始めましょう。書類へのマイナンバーの記載が必要になり、混乱が予想されます。従業員への通知、書類の配布を進めましょう。
- ・年末商戦でパート・アルバイトが必要な企業は早めに確保・補充を済ませましょう。
- ・年賀状・カレンダー・歳暮の手配などの準備を始めましょう。

12月	<input type="checkbox"/> 11月分源泉徴収税額・住民税の特別徴収税額の納付……………12月11日(月)まで	<input type="checkbox"/> 11月分の社会保険料の口座振替日……………1月4日(木)
	<input type="checkbox"/> 固定資産税4第期分の納付……………12月中 ※市町村により異なりますので注意しましょう	
	<input type="checkbox"/> 10月決算法人の確定申告	
	<input type="checkbox"/> 4月決算法人の中間(予定)申告と納税……………1月4日(木)まで	
	<input type="checkbox"/> 年末調整の実施	



- ・年末は渋滞が発生しますので、配送担当者やマイカー通勤者に安全運転を呼びかけましょう。
- ・大掃除を実施する企業では、早めにスケジュールを決めて手配を進めましょう。
- ・年末年始の挨拶回り、年末年始休暇中の対応の役割分担を行いましょ。

1月	<input type="checkbox"/> 12月分源泉徴収税額・住民税の特別徴収税額の納付……………1月10日(水)まで	<input type="checkbox"/> 12月分の社会保険料の口座振替日……………1月31日(水)
	<input type="checkbox"/> 源泉所得税の納期の特例分納付期限……………1月22日(月)まで	
	<input type="checkbox"/> 11月決算法人の確定申告	
	<input type="checkbox"/> 5月決算法人の中間(予定)申告と納税	
	<input type="checkbox"/> 給与支払報告書の提出 ※期限の早い市町村があるので注意しましょう	
	<input type="checkbox"/> 固定資産税の償却資産に関する申告書の提出……………1月31日(水)まで	



- ・受け取った年賀状は住所録等と突き合わせ、住所、役職などに変更がないかをチェックしましょう。
- ・年末調整の結果による過不足税額の精算や年末商戦用に仕入れた商品などの支払いが重なることが多いので資金繰りを確認しましょう。

